

中信犬等管理所煙突部アスベスト・ダイオキシン類調査に係る業務仕様書

1 目的

長野県松本保健福祉事務所で管理している中信犬等管理所の煙突内部のアスベスト・ダイオキシン調査を実施する。

2 業務の内容

- (1) 業務名 中信犬等管理所煙突部アスベスト・ダイオキシン類調査業務
- (2) 業務場所 中信犬等管理所（安曇野市三郷温 1296）
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 6 年 2 月 23 日まで
- (4) 業務概要 中信犬等管理所の煙突部におけるアスベスト及びダイオキシン類及び重金属類含有量の分析

（参考）中信犬等管理所の煙突部構造

建物	構造	高さ	建築年
業務棟 煙突部	鉄筋コンクリート	約 7.6m	昭和 47 年 10 月

3 業務内容

調査対象煙突内部の残留物から試料採取及びアスベスト含有分析、ダイオキシン類及び重金属類含有分析を実施し、調査報告書の作成を行う。

4 分析数量

- (1) アスベスト
煙突内部及び煙突内の残留物 採取検体 1 体
- (2) ダイオキシン類及び重金属類
煙突内部及び煙突内の残留物 採取検体 1 体
※必要な場合は、発注者と相談し必要検体数を採取すること

5 分析方法

- (1) アスベスト
以下の方法により定性分析を行う。
 - ・ JIS A 1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）により、アスベスト含有の判定を行う。
- (2) ダイオキシン類及び重金属類
以下の方法により分析を行う。
 - ・ ダイオキシン類分析公定法による
 - ・ 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）に定

める方法（最新改定版を使用）

重金属類は以下 8 項目について行うこと。

A-Hg、Hg、Cd、Pb、Cr6+、As、Se、1,4-ジオキサン

6 受注者、担当技術者の資格要件

受注者は下記の資格要件を満たす書類（資格証、修了証などの写し）を提出すること。

提出期限：令和 5 年 12 月 22 日（金）17 時

提出場所：松本保健福祉事務所 総務課

アスベストに関する事前調査の資格要件は次のいずれかによる。

- ・国土交通省が定める建築物石綿含有建材調査者講習登録規程による「特定建築物石綿含有建材調査者」又は「一般建築物石綿含有建材調査者」であること
- ・令和 5 年 9 月末までに、日本アスベスト調査診断協会に登録されており、調査時点においても引き続き同協会に登録されている者

アスベストに関する分析調査の資格要件は次のいずれかによる

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了審査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定 J E M C A インストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

7 報告書の提出

受注者は、調査終了後速やかに調査報告書を発注者に提出し、承認を得ること。

なお、調査報告書には、以下の内容を記載すること。

- ・調査箇所、調査対象建材及びアスベスト含有の有無、判断した根拠
- ・調査箇所が分かる図面及び写真
- ・分析調査を行った場合は、分析結果、採取年月日、検査方法及び単位

8 その他

- （1）再委託は認めないこととする。ただし、ダイオキシン類及び重金属類の測定について

は、予め書面により委託者に協議し、承諾を得た場合はこの限りではないものとする。

ダイオキシン類及び重金属類の測定を再委託する場合は、再委託先はダイオキシンについて特定計量証明事業者の認定を受けた者であること。

- (2) 本業務の実施にあたり関係する諸法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、本業務の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (4) 本業務の実施に要する機器、器具はすべて受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、本業務の実施にあたって、受注者の責に帰すべき理由により発注者並びに第三者に損害を与えたときは、受注者が賠償の義務を負うものとする。ただし、天災その他不可抗力による損害と認められる場合はこの限りではない。
- (6) 本業務実施中に発注者の建物・工作物・備品等に破損個所を発見した場合、または異常を認めた場合は、受注者は発注者に直ちに報告すること。
- (7) 受注者は測定完了の都度発注者に請求書を提出するものとし、発注者は受注者から適法な請求書を受領したときは、速やかに支払いを行うものとする。
- (8) 受注者は、本仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受けて本業務を実施しなければならない。